

新宿WEバス

平日の運行ダイヤが変更になりました

21年9月27日から運行を開始した新宿WEバス（運行事業者／京王バス東(株)）を、さらにご利用いただくため、4月1日から、平日の運行ダイヤを改正しました。

運行間隔を11〜12分に短くし、停留所での調整時間を短縮しました（土・日曜日、祝日等は変わりません）。時刻表は、新宿WEバスのホームページ（<http://webus.keio-bus.com/>）でもご案内しています。開放感のある天窓から見る「春の新宿の風景」をお楽しみください。

【問合せ】交通対策課交通企画係（本庁舎7階） ☎（5273）4265、京王バス東(株)中野営業所 ☎（3382）1511へ。

食品表示電話相談

相談日を変更しました

消費者向けの食品・飲料には、JAS法に基づき、名称・賞味（消費）期限・保存方法・製造者などを表示することが義務付けられています。食品表示についての心配や疑問にお答えしています。

火・水曜日に実施していた電話相談を、4月から、月・水曜日に変更しました。

【相談日時】毎週月・水曜日（祝日等を除く）午前9時〜12時・午後1時〜4時

【対象】区内在住・在勤・在学の方

【相談専用電話】 ☎（5273）3838

【問合せ】新宿消費生活センター（第2分庁舎分館2階） ☎（5273）3834へ。

国勢調査員を募集



今年の10月、日本に住むすべての方を対象に、国勢調査が実施されます。

国勢調査員として活動していただける方を募集します。国勢調査員は、区市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

【対象】区内在住か区内での調査活動が可能な20歳以上の方（警察・税務・選挙に直接関係する方を除く）

【活動内容】受け持ち地域のすべての世帯に、調査票の配布・回収、調査票の書き方や提出方法の説明ほか。事前に事務説明会に出席していただきます。

聞こえに困っている方のためのリハビリテーション講座

・協働事業提案制度
実施事業

NPO法人東京都中途失聴・難聴者協会に委託して実施します。

【日時】5月〜9月の第2・第4火曜日、午後1時30分〜3時45分、全10回

【会場】四谷地域センター（内藤町87）

【対象】区内在住・在勤・在学中で聞こえに困っている方、家族の方、支援者（介護職員）ほか、20名程度

【内容】耳の仕組みや難聴に関する学習、筆談・読話・手話などのコミュニケーション手

区シルバー人材センター

新規会員の募集

センターの会員になって就業を希望する方は、説明会に参加してください。説明会の終了後に入会の申し込みを受け付けます（説明会に参加しないと入会できません）。入会した方には後日、接遇研修を受けていただきます。

マッサージサービスの利用を

【日時】月〜土曜日（休館日を除く）、午前10時〜午後5時

【内容】新宿区視力障害者協会会員の有資格者によるマッサージ（約50分）

【費用】▼月・火・木・土曜日：3千500円（身体障害者手帳をお持ちの方は3千円）、▼水・金曜日（マッサージサービスデー）：3千円

【会場・申込み】月〜土曜日の午前10時〜午後4時に電話で区立障害者福祉センターマッサージ室（戸山1-22-2） ☎（3232）3766へ。

民生委員・児童委員を要囑

4月1日付けで、次の方が民

福祉

ない場合は中止します。

都市と農村村交流

エコツアー

・天ぶら油リサイクルバスで行く「森と水による交流」

【日時】5月30日(日)午前7時45分〜午後6時。新宿駅西口集合・解散。往復バス利用

消費者講座

・新宿消費生活センター
委託事業

①目からウロコの掃除・整頓術
【日時】4月24日(出)午前10時〜11時30分

【内容】家事名人が教える簡単な掃除法・片付け方法ほか（阿部絢子・消費生活アドバイザー）

【費用】無料

②お箸の知育教室

【日時】5月15日(出)午後2時〜4時

【内容】箸について（歴史など）の学習、オリジナルマイ箸作りの学習、オリジナルマイ箸作り

【費用】千500円（教材費）

【協力】(株)兵左衛門

……（以下共通）……

【会場】新宿コズミックセンター（大久保3-1-2）

【対象】区内在住・在勤の方、各50名（②は5歳以上の方）

【申込み】①は電話かファックス、②は往復はがきかファックス（記載例（4面参照）のほかファックス番号（ファックスで応募の方）を記入）で、新宿未来創造財

団学習・スポーツ課（〒169-0072大久保3-1-2、新宿コズミックセンター内） ☎（3232）5121・☎（3209）

◆講座・催し等の申し込み◆

- ①講座・催し名
 - ②〒・住所
 - ③氏名（ふりがな）
 - ④電話番号
- （往復はがきには、返信用にも住所・氏名）

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料



「みどりの協定」を

結びませんか

道路に面した自宅の敷地など、地域のみどりを積極的に増やす団体の方と協定を結び、多くの方が楽しむことができるよう、「きれいなみどりの街並みづくり」にご協力いただく制度です。

協定を結んだ団体には、年1回、花苗・土等、材料の一部をお渡しします。

【協定期間】25年3月31日までの3年間

【対象】10戸以上で構成し、区